

レセプトデータ等の活用

被保険者のみなさまの健康保持増進に向け、より良い保健事業を進めていくために、レセプトデータ等を活用します。

活用するデータについて

活用するデータは、国民健康保険課が管理している以下の3つの情報です。

- (1) 国民健康保険被保険者に関する情報
(氏名、住所、年齢、電話番号、性別など保健事業を行うのに必要な内容)
- (2) 国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に関する情報
- (3) 国民健康保険被保険者の特定健診・特定保健指導に関する情報

上記データの活用例について

例1: 健康保持増進のために国民健康保険課としてアプローチをさせていただいた方が良いと思われる特定の条件に該当した人へ、医療機関への受診勧奨や保健指導などを行う。

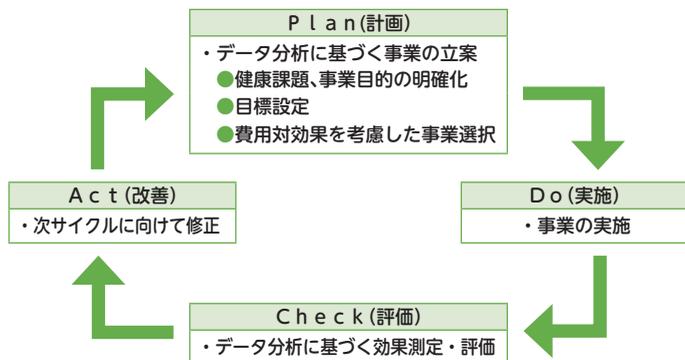
例2: 川西市の被保険者のみなさまの医療や健診データ等を基に分析、評価を行って、今後実施すべき施策を検討する。

※特定の条件に該当された被保険者の人に、市や委託事業者から受診勧奨や保健指導などをご連絡をさせていただくことがございますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

※レセプトデータ等を保健事業に使用することについては、川西市個人情報保護審議会にて了承を得ています。

保健事業について

国民健康保険法第82条第1項に定められた事業であり、特定健康診査等のほか、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のことを言います。平成30年3月にデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに基づいた効果的、効率的な事業を実施しています。



国民健康保険税とは

国民健康保険税で支える医療の給付

国保に加入していると、病気やけがをしたときの医療費の支払いをはじめ、子どもが生まれたとき(出産育児一時金)、家族が亡くなったとき(葬祭費)などに必要な給付を受けることができます。国民健康保険事業を運営するのに必要な費用は、みなさまに納めていただいている保険税と国や県の補助金、交付金などでまかなわれています。

国民健康保険税の3つの内訳

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」の3つの内訳で構成されています。「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険の被保険者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの被保険者のみに賦課されます。

医療給付費分

「医療給付費分」は、みなさまが医療機関などにかかるときの費用の財源に充てられます。

後期高齢者支援金分

「後期高齢者支援金分」は、後期高齢者医療制度を現役世代が財政的に支援するものです。後期高齢者医療制度にかかる保険給付費の約4割をこの支援金で支えています。

介護納付金分

「介護納付金分」は、介護保険制度を40歳から64歳までの人が介護保険の2号被保険者として支援するものです。介護保険制度にかかる介護給付費の約3割をこの納付金で支えています。

今後ともみなさまに安心して医療を受けていただけるように、保険税収納体制を強化していくとともに、特定健診・特定保健指導などの保健事業の充実によって医療費の抑制を図り、国保財政の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

